

平成20年度木質資源利用ニュービジネス創出モデル実証事業募集要領

平成20年5月23日
全国木材協同組合連合会

全国木材協同組合連合会（以下「本会」という。）では、平成20年度林野庁補助事業「木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業」に係わる実証事業を下記の要領で募集します。

1. 事業の目的

木質バイオマスの利活用は、持続可能な社会の実現、地球温暖化の防止に資することから「バイオマス・ニッポン総合戦略」においても重要な課題とされています。そのためには、健全な森林の保全とその森林から生産される木質資源の活用を長期に亘って維持していく必要があり、何よりも経済的に成り立つことが重要です。近年、原油価格の高騰を背景として、燃料用に木質資源を利用する取り組みが進みつつありますが、搬出条件の悪い森林では販売収入で搬出コストを賄えないことから、間伐の実施が滞るだけでなく、間伐された木材が林地に放置されて有効利用されず、森林の荒廃が進んでいます。

このため、本事業では、間伐の実施と、間伐により発生する木質資源の収集と燃料用等への利用を通じて、森林の保全と木質資源の利用を一体的に進める方法をモデル事業によって実証し、木質資源を利用した新たなビジネスの創出と森林・林業の活性化を図ります。

モデル実証事業の実施にあたっては、熟利用施設等を有する木質資源利用事業者と、素材生産者、森林組合等の林業事業者が原料（チップ用材）の安定供給に係る協定を締結し、当該チップ用材を確保するための間伐と木質資源利用を一体的に行う事業者を公募によって募集し、選定された事業者が行う取り組みを支援します。

全国で概ね10事業の選定を予定していますが、このうち3事業（以内）については、本事業と「森林・林業・木材産業づくり交付金による提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル整備事業」^{注1)}とを一体的に実施する事業を選定の対象とします。

注1) 林野庁ホームページ、補助事業一覧参照

<http://www.rinya.maff.go.jp/jigyoku/h20hikou/095.pdf>

詳しくは都道府県の担当にお問い合わせ下さい

2. 応募要件

(1) 応募対象となる事業等の要件

自力の予算による間伐^{注2)}の実施と、間伐により発生する木質資源の収集、燃料用等への利用を一体的に進める新たなビジネスを創出するための、モデル実証事業を対象とします。なお、自力間伐以外の方法で間伐材等の未利用木質資源を収集・利用する取組を含めて実証事業を行うことも可能ですが、その資源に対しては、間伐実施による資材調達費は助成されません。

注2) 他の国庫補助金を使わないで応募事業者(共同実施者、協定締結先を含む)が自己資金で実施する間伐のこと(以下、自力間伐という。)

(2) 応募者の要件

- ① 自力間伐の実施と、間伐により発生する木質バイオマス資源の総合利用モデルの構築に取り組む団体、民間事業者等で、かつ、事業費(自力間伐の実施による資材調達費を除く)の1/2以上を自己負担できること^{注3)}。

注3) 自己負担額の一部に国の実施する他の補助金を充当することはできません。

- ② 発電施設、熱利用施設、ペレット製造施設、マテリアル利用施設等の既存の木質バイオマス利用施設を活用できること^{注4)}。または、「森林・林業・木材産業づくり交付金による提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル整備事業」による施設が利用できること。

注4) 国の補助により導入した施設で、その施設に係る補助事業が継続中のものについては、本事業の対象に含めることはできません。

- ③ 素材生産者、森林組合等の林業事業体と原料(チップ用材)の安定供給に係る協定や契約等を締結することによって、間伐材等の未利用バイオマス資源の供給、運搬に係る共同又は連携体制がとれること。
- ④ 自力間伐を実施する森林の所在地、予定間伐面積、木質バイオマスの予定利用数量等の計画が明瞭で、モデル事業としての実施可能性が十分であること。
- ⑤ 単に通常の企業活動に係る経費の一部を本事業で補填するだけと判断されるものは対象となりません。

(3) その他の要件

- ① 事業の実施に必要な執行体制及び責任体制が整備され、または整備されることが明らかであること。
- ② 外部委員を含む委員会を構成し、事業実施計画の策定及び事業実施結果の評価を実施すること。
- ③ 事業に関する資金計画が適切で、事業を円滑かつ効果的に実施することが可能であること。
- ④ 本会の事務手数料として事業の実施に直接必要な経費(助成対象事業費)の総額の3%に相当する額を負担できること。

3. 助成内容及び助成対象経費

(1) 助成内容

応募者の所属する団体等において、間伐材の効率的な搬出、運搬、利用に係る新システムの構築とその運営、及び結果の分析評価など、本事業の趣旨に則したモデル事業の実施に必要な経費の2分の1以内について助成を行います。また、自力間伐の実施による資材調達の場合に限り、1立方メートル(原木換算)あたり6,500円以内を定額で助成します。なお、自力間伐の実施による資材調達量については、事業1

件当たり5,000～7,000立方メートル（原木換算）を目安とします。

（2）助成対象経費の範囲

補助の対象となる経費については、事業の実施に直接必要な経費のうち以下の経費とします。

提案に当たっては、平成20年度における事業の実施に必要な額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、課題提案書類に記載された事業内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額とは一致しません。

また、所要額については千円単位で計上してください。

①技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（特殊な機械のオペレータ、専門的知識・技術を有する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額です。

また、日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除きます。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とします。（算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含みません。）

②賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（原料収集・運搬・バイオマス利用等の作業、及び資料整理、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価です。

賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。

③謝金

「謝金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる指導、会議等の出席に対する専門家等への謝礼、及び調査、資料作成等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。

謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできません。

④旅費

「旅費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費です。

⑤需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる消耗品、資材費、会議費、印刷製本費等の経費です。

⑥役務費

「役務費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、原稿料、通信運搬費、普及宣伝費等とします。

⑦使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費です。

⑧自力間伐実施による資材調達費

自力間伐の実施による資材調達の場合に限り、1立方メートル（原木換算）あたり6,500円以内を定額で助成します。ただし、この場合に上記①から⑦の経費を重複して計上することは出来ません。

(3) 助成できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は提案することができません。

- ①建物等施設の建設、不動産取得、備品取得に関する経費
- ②事業の実施に関連のない経費

4. 助成金の額、助成率

助成対象となる補助金の額は、原則として事業1件当たり50,000千円以内とします。この範囲内で事業の実施に必要な経費（自力間伐の実施による資材調達費を除く）の1/2以内を助成することとし、自力間伐と一体的に行う原料確保に係る資材費については、1立方メートル（原木換算）あたり6,500円以内を定額で助成します。また、自力間伐による資材調達量は、事業1件当たり5,000～7,000立方メートル（原木換算）を目安とします。

なお、申請のあった金額については、助成対象経費等の精査により減額することもありますのでご留意ください。

5. 事業実施期間

単年度事業を原則としますが、年度末の事業評価等の結果により必要に応じて複数年度実施することもあります。複数年（3年以内）の事業実施を希望する場合は、応募時に全期間にわたる事業計画を提示して下さい。

6. 応募に必要な書類

(1) 所定の応募申請書を提出してください。

応募申請書様式はホームページサイトから入手できます。また、お問い合わせに応じて事務局が郵送いたします。

- (2) (1)の応募申請書以外に、事業内容を説明する資料を添付することもできます。
- (3) 申請書類の提出部数は、2部（正、副）とします。
- (3) 提出された応募申請書は選定審査以外には使用しません。なお、応募申請書は返却いたしません。

7. 募集期間

応募の受付は平成20年5月26日（月）から6月30日（月）まで行います（応募締切当日消印まで有効）。

8. 応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募申請書等の提出先及び事業内容や募集要領についてのお問い合わせは、下記にお願いします。なお、応募申請書は持参又は郵送、運送することとします。

9. 選定審査

(1) 審査方法

本会が設置する木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業実証実施団体選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て選定します。選定委員会及び審査過程は公平を期すため非公開とします。

なお、本会から応募申請内容等について問合せを行う場合があります。また、選定に当たって、直接申請者から事業の説明を受ける場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、応募申請者に対して本会から文書で通知するとともに、選定された事業概要について当会HP等を通じて一般に公表します。

10. 事業の実施及び助成金の交付に必要な手続き等

(1) 選定通知を受けた後、助成金交付申請書を提出していただきます。

(2) 本事業は平成21年2月中に完了することとし、事業実施報告書に必要な書類を添付して、平成21年2月28日までに提出していただきます。

複数年にわたる事業であっても、各年度ごとに上記期限までに実績報告書を提出していただきます。

(3) 助成を受けた者は、本事業終了後5年間、関係する帳簿、会計書類の伝票等について保存していただきます。

11. 助成金交付決定者（以下「事業実施主体」という）に係わる責務等

助成金の交付を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。特に、交付申請書（採択決定後、助成金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

(2) 助成金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要があります。

事業実施主体は、助成事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

(3) 知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発明者に帰属します。

(4) 事業成果等の報告（及び発表）

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、本事業終了後（事業実施期間が複数年の場合は毎年度）に必要な報告を行わなければなりません。（本会は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、事業実施主体等の承諾を得て公表できるものとします。）

(5) 調査等への協力

助成期間中に、本会の職員等による現地調査・指導を行うことがあるほか、事業成果普及のため、発表会への参加、資料の作成、視察の受け入れ等の協力依頼をすることがあります。

(6) 事業運営に係わる事務経費の負担

本会の事務経費として事業の実施に直接必要な経費（助成対象事業費）の総額の3%に相当する額を負担していただきます。

(7) その他

本事業を複数年の事業として計画した場合であっても、次年度の事業の助成を約束されたものではありませんのでご留意願います。

12. その他

年度後半を目安に選定委員会による評価を行います。事業の進捗状況等の評価により次年度以降の事業実施が必要と判断されたものについては、改めて事業実施申請書を提出していただきます。

全国木材協同組合連合会

木質資源利用ニュービジネス創出モデル実証事業事務局（担当者：久田、細貝、麻生）

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階

TEL：03-3580-3215 FAX：03-3580-3226

E-mail：info@zenmoku.jp

URL：<http://www.zenmoku.jp/>

※ホームページから募集要領や申請書様式を入手することができます。